

原議保存期間	5年(令和9年3月31日まで)
有効期間	一種(令和9年3月31日まで)

庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長
各都道府県警察の長
殿

警察庁丙備企発第154号、丙備二発第15号
丙総発第11号、丙生企発第53号
丙情企発第26号
令和4年3月30日
警察庁警備局長
警察庁長官官房長
警察庁生活安全局長
警察庁情報通信局長

各種災害発生時における現場映像の報道機関への提供について（通達）

各都道府県警察においては、「各種災害発生時における現場映像の報道機関への提供について（通達）」（平成29年3月27日付け警察庁丙備企発第116号ほか。以下「旧通達」という。）に基づいて、自然災害発生時に撮影した映像を積極的に報道機関に提供してきたところである。

これにより、災害警備活動に対する国民の理解が一層深まったものと考えながら、一方で、近年、地震や豪雨等による大規模災害の発生が相次いでいることから、各種災害への対応に係る国民の関心がますます高まっていくことが予想される。各位にあつては、各種災害発生時における被災地住民等への安心感の付与や、第一線で活動する警察官や警察職員の士気高揚を図るなどの観点から、引き続き、下記のとおり、警察の災害警備活動を撮影した映像について、積極的かつ時宜を得た提供に努めるとともに、平素から当該提供手順を確認するなど、その対応に万全を期されたい。

なお、旧通達は、廃止する。

記

1 本通達の対象

本通達により報道機関への提供に努めることとする映像は、各種災害発生時において、警察の災害警備活動や被災状況を、警察用航空機、モバイル型映像伝送装置その他警察の装備資機材で撮影した映像（画像及び音声を含む。以下「現場映像」という。）とする。

2 運用体制

- (1) 現場映像の報道機関への提供については、警視総監及び道府県警察本部長の指揮の下、都道府県警察本部の警備部門がこれを主管することとし、広報を担当する総務又は警務部門、携帯型端末等を運用する地域部門、機動警察通信隊の活動等を担当する情報通信部門等と緊密な連携を図ることとする。
- (2) 警備部門は、報道機関に現場映像を提供するに当たって必要となる映像の録画、編集、点検、提供等の業務を主体的に行うこととし、必要に応じて、関係部門に協力を求めることとする。
- (3) 本通達に基づき現場映像を報道機関に提供する際は、警察庁との事前協議は不要であるが、提供することとした場合は、その旨を速やかに警察庁に報告することとする。
- (4) 被災地に応援派遣された部隊が撮影した現場映像を報道機関に提供する場合等複数の都道府県警察が関係する場合、当該提供する都道府県警察は、(3)の措置に加え、その旨を関係する他の都道府県警察に速やかに連絡することとする。

3 現場映像の提供方法

- (1) 現場映像の提供に当たり、都道府県警察記者クラブ加盟社等に対して映像を一斉に提供するか、又は各報道機関からの要請に応じて個別に映像を提供するかは、事案により都道府県警察が個別に判断することとする。
- (2) 報道機関に提供する現場映像は、プライバシーの保護や警察活動における保秘の観点から、次の要件を満たさなければならない。この場合において、プライバシーの保護及び警察活動に支障を来すおそれのある映像の修正・編集作業については、都道府県警察本部自らが十分に検討した上で行うものとする。ただし、その内容に応じ報道機関に委託しても差し支えないと認められるものの処理については、報道機関にこれを委託して行わせることも可能とする。
 - 録画したものに限ること（ライブ映像の送信は行わないこと。）。
 - 警察職員その他災害対策に従事する者以外の者を特定できないこと（特定できる場合は、当該者の承諾を得ること。）。
 - 警衛、警護、犯罪捜査その他の警察活動に支障を来すおそれのある映像が含まれていないこと。
 - 地域住民のプライバシー、遺族の感情等への配慮を欠くものでないこと。
- (3) 現場映像を報道機関に提供するに当たっては、報道機関が次に掲げる事項を遵守することを条件とすることとする。
 - 販売、宣伝その他報道以外の目的で現場映像を利用しないこと。

- 当該報道機関以外の者に無断で現場映像を提供しないこと。
 - 現場映像を利用するには、出典元として当該提供を行った都道府県警察名を明示すること。ただし、各情報通信部が撮影した映像を利用する場合は、同情報通信部名も併せて明示すること。
 - 映像の著作権は、提供した都道府県警察に属すること。
- (4) 現場映像を報道機関に提供するに当たっては、都道府県警察における情報セキュリティに関する規定に従うこととする。
- (5) (2)の要件を満たさない映像が放映された場合、報道機関が(3)の条件を遵守しない場合その他本通達の趣旨に反する事案が発生した場合においては、その旨を速やかに警察庁に報告することとする。

4 その他

警察庁が現場映像を報道機関に提供する場合、報道機関が当該映像を利用する際に明示すべき出典元は、撮影した都道府県警察等にかかわらず「警察庁」とすることに留意されたい。